



平成 20 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス
代表者名 代表取締役社長 城 賣 豊
(J A S D A Q ・ コード 6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 045-575-8000

明治建物株式会社との共同事業の終了と抵当権設定・

準消費貸借契約締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、明治建物株式会社（以下、「明治建物」といいます。）との共同事業を終了し、同社と新たに抵当権設定・準消費貸借契約（以下、「準消費貸借契約」といいます。）を締結することを決議し、本日、明治建物との間で準消費貸借契約を締結しましたのでお知らせいたします。

記

1. 検討及び交渉の経過

平成 19 年 3 月 26 日付にて、当社と明治建物との間で締結された「共同事業協定」（以下、「本協定」といいます。）に関し、平成 20 年 3 月 27 日付「明治建物株式会社との共同事業協定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、明治建物より本協定に定める共同事業期間の 1 年間延長ならびに利益配当率の減額を求める申し入れがなされました。その後、当社では顧問弁護士や社外監査役等の社外の人材を中心とするタスクフォースにより、明治建物の行っている開発案件等に対する調査、情報収集、分析及び検討を行うと共に、本協定に関し法的側面からの検討を行いました。

その結果、法的には本協定は期限の経過とともに終了したと解すべきであり、当社としては、明治建物からの本協定の期限延長申し入れに応ずるべきではなく、明治建物に対し本協定の終了に伴い、出資金 9 億円の償還を請求すべきであること、但し、一方で安易に法的な手続を含む強硬手段に訴えることは却って回収の最大化を損なうことが考えられるため、先方との交渉と併せ慎重に検討の上、現実的に回収可能性の高い方策を採るべきであること、の 2 点を見解として得ました。

当社ではこれを基に、顧問弁護士に依頼して明治建物との交渉を行った結果、今般、担保の徴求と今後約 4 年間で出資金償還債務金 9 億円の返済を柱とする準消費貸借契約に関し合意に至ったものです。

2．準消費貸借契約の内容

本協定に基づく出資金償還債務金9億円について、債務の存在を再確認するとともに、本債務を担保するため、一定の不動産（建物）に抵当権を設定すること、まずは当面の対応として平成20年8月から平成24年9月まで毎月末日に2百万円の返済を行うとともに、平成24年10月までに本債務を完済すること、また、一定の物件に関し今後の開発・販売についての優先権を当社が得ることなどの内容になっております。

3．準消費貸借契約締結の目的

この契約の締結により、当社の債権は従来の無担保債権から有担保債権となり、当面、月間2百万円の返済を受けることとなります。今後は不動産市況や明治建物の開発案件の状況を見守りながら、より効率的に回収を進める方法を含め協議していく予定です。

4．当社の業績へ与える影響

当社では、明治建物株式会社との共同事業協定に関する出資金9億円全額に対して、前期（平成20年3月期）末時点で既に貸倒引当金を計上済みであり、本契約に基づき返済がなされた場合、当期末までに1千6百万円の貸倒引当金戻入益が発生する見込みです。

5．今後の見通し

現時点において、平成21年3月期の当社業績予想に与える影響は不明です。今後判明次第改めてお知らせ致します。なお、当社は昨年より本業回帰の経営方針を掲げ、燃焼関連事業およびそれに付随する周辺事業に集中しておりますが、本契約に付随して締結する不動産関連の契約は出資金回収を図る為のものであり、当社の本業回帰の方針に変更はございません。

以 上